

序章

ペットは人の心を癒すだけでなく、飼うことでの病気の療法効果も認められ、近年ペットを家族の一員として扱うことが私たちの心に定着してきている。最近では様々な種類のペット用品や人間へのサービスと同じようなペット関連サービスが充実し、以前に比べてペット産業は発達してきた。このように、ペットは単なる”ペット”という存在ではなくなっている。

しかし、現在の日本のペット流通では、ブリーダーから飼い主の手に渡るまでに多くの仲介業者を通し、ペットをモノ（商品）として扱う傾向にある。悪徳業者が近親相姦によって動物の必要以上の大量生産を引き起こした結果、売れ残ってしまったペットたちは処分されるというのが現状である。取引による利益を優先してしまうあまりに、ペットはモノではなく動物であるという意識が薄れているのではないかと。また、消費者のペットに対する責任感の薄れから、面倒をみきれなくなったからといって簡単に捨てるといった傾向が見られる。これらのペット流通上の問題をはじめとするペットに関する諸問題の増加にも関わらず、現在の日本の動物に対する法律はペット先進国と比べるとまだまだ不十分だ。

このようにペットの命を軽視している現状の問題を解決するために、私たちはペットの ID 化と完全ブリーダー制を提案し調べることにした。

尚、本稿は主要参考文献、並びに株式会社ペット・マーケット・サービスズの代表取締役の笹間健史氏へのインタビュー（2006年8月7日 11時から13時）に依拠しつつ、今後のペット流通の在り方について考察を進めていく。

第1章 ペットと人

第1項 ペットの歴史（ペットブームに至るまでの経緯）

日本人は多くの動物と関わってきた。動物との関わりの歴史は、縄文時代以来まで遡ることができる。狩猟において助けになる犬や、農耕において害獣となるネズミなどを駆除してくれる猫やイタチのような小型肉食獣が珍重されていたといわれている。¹

しかし、戦後は深刻な食料不足から鶏や兎など食料となる家畜が人気になった。ペットショップの前身である鳥獣店でも、昭和初期までは「鳴き合わせ」²の流行により、十姉妹やカナリア、ウグイスなどが人気だったが、終戦前後には食用になる鶏やヒヨコの扱いが大部分になったという。³

50年代になると、郊外への住宅地の急激な展開を背景にして番犬用の犬の需要が高まった。これが第1次ペットブームである。特に、スピッツのような小型の愛玩犬でありながら、よく吠えて、番犬としても役に立つ犬種が流行し、約10年間、高い人気を維持した。

高度経済成長期にあった60年代以降、番犬として好まれていた犬種に替わって「豊かさの象徴」である小型室内犬の大ブームによる第2次ペットブームが起こったが、それは団地に象徴される住環境の変化によってもたらされたものである。代表例がおとなしくて飼いやすいマルチーズで、80年代には最高人気種になった。⁴

70年代頃から犬の放し飼いが少なくなったのは、規制が進んだことと、純血種の浸透が大きく影響していると考えられている。放し飼いの危険性が認識され、また、室内での飼育がフェラリア⁵など風土的伝染病からペットを守る方法として浸透した結果だろう。このような意識の変化が、現在のペットブームの基底部分を形作っていると思われる。

今日ペットの多くは家族として、パートナーとして、仲間として人の暮らしに密接に関わり、心癒され愛玩する相手、人と共生する存在となった。一方、

希少性のあるものをコレクションしたり、一般的な家庭で飼うには奇異・危険な生き物など、奇妙な習性のある動物⁶が好まれるなど、ペットを玩具のように考える傾向もある。

第2項 ペットブームによる変化

ペットブームによって様々なものがもたらされた。まず、たくさんの種類の動物が日本に入ってきて色々な種類の動物が見ることができるようになったことだ。次に、動物に対する扱いが良くなったことだ。以前は、避妊や去勢もしなかったが、今では体調の変化に気を配るようになり、避妊や去勢の実施率も上がりペットの寿命も延びている。いまや、ペットはペットではなく家族の一員に近い存在である場合も少なくない。そして、「アニマルセラピー」⁷が療法として認識されるようになり、これがさらに広汎なペットブームを巻き起こす結果となった。

第2章 外国と日本の動物販売の比較

次に、動物にも健全に生きる権利があるという考えが定着しているペット先進国の現在の動物法やペット飼育環境を見ながら、日本と外国とを比較していく。

第1項 外国の現状

イギリスでは約200年も前から動物愛護法が存在したが、犬が保護対象となったのは、1835年法からである。イギリスの動物関連法は、1876年の動物虐待防止法⁸、1911年の動物保護法⁹、1951年のペット動物法

¹⁰、1962年の動物放棄禁止法¹¹と販売や虐待の規制を追加しつつ進化をとげてきた。動物保護法では、虐待の定義を「打つ、蹴る、重い荷物を引かせる、怒らせる、怖がらせる、冷たくあしらう、不適當な輸送に使う、動物同士たたかわせる、毒物や有害物などを投与して不必要な苦痛を与える」としてこれらの行為を禁止し、1988年の改正のときには、有罪判決を受けた者から一定期間、あるいは一生動物を飼う権利を剥奪すると規定している。また51年のペット動物法では、ペットショップを認可制にし、動物が快適に過ごせる環境についてもこまかく規定した。さらにここでは、離乳前の子犬の販売禁止やワクチンの接種を義務づけ、違反すれば動物販売のライセンスを取り上げるなどのきびしい罰則が定められた。これはさらに83年に再改正され、店舗のショーウィンドーで子犬を大衆の目にさらすことも禁止した。また、イギリスには王立動物虐待防止協会(RSPCA)¹²という動物愛護団体が存在し、そこには400人近くもの虐待調査員¹³がいて動物虐待に対する通報を受けると現地におもむき、指導を行ったり逮捕したりする力を持っている。このRSPCAの活動で注目すべきは24時間体制の動物病院で、イギリス国内に4カ所、このほかに協力動物病院も40カ所あり、これらの病院では低料金での診察を行っている。この病院の特徴は「低所得者層を対象に診療費を3割程度安くしている」とことと「避妊・去勢手術を無料で行っている」とこととなっている。日本においても早急に整備すべき制度的枠組みであると言われている。

第2項 日本の現状（動物愛護法改正について）

2005年6月15日、政府への29,445人署名の請願がきっかけとなり、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動物愛護法」と表記する）が改正された。この改正により、特に動物取扱業の規制に関しては大きな前進が図られた。動物取扱業者に「登録制」を導入し、登録せずに取り扱いを行った場合は罰金が課せられるようになり、また現行の届出制を登録制に移行し、悪

質な業者について登録及び更新の拒否、登録の取消し及び業務停止の命令措置を設けた。つまり、動物の健康と安全の保持や飼育施設が国の基準に適していない場合は、登録が拒否され、また登録後もそのような状態になった場合は登録が取り消されることになった。登録動物取扱業者についても氏名、登録番号等を記した標識の掲示を義務付け、事業所ごとに動物取扱責任者を選任し、都道府県知事等が行う研修会受講研修を受けることが義務付けられるようになった。また、動物取扱業の範囲も拡大され、代理・仲介業に法が適用されるようになったため、インターネット販売や乗馬施設などの触れ合い施設もこの規制対象となり、実態の把握と規制の網をかけることに期待が寄せられている。

動物の個体識別においても、個体識別措置及び特定動物の飼養等規制の全国一律化をすることにより、人の生命等に害を加えるおそれがあるとして政令で定める特定動物について、個体識別措置を義務付けた。動物の所有者を明らかにするための措置の具体的内容を環境大臣が制定し、特定動物による危害等防止の徹底を図るため、その飼養又は保管について全国一律の規制を導入する。危険動物の種は政令で指定されているものの、その飼育の許可は都道府県等の条例に委ねられていたため、規制については地域格差が大きく問題となっていた。また施設が許可制であるために、動物の繁殖・死亡や移動については実態が把握できていなかった。この問題はマイクロチップなどの個体識別装置により個体登録制とすることが予定されている。また、罰則においても強化された。動物虐待の罪は、殺傷と飼育怠慢、遺棄の二つに分類され、水や食べ物を与えず衰弱させる等の飼育怠慢の罪は罰金30万円から50万円に引き上げられ、動物を捨てる行為に対しても、罰金が30万円から50万円に引き上げられた。

動物を科学上の利用に供する場合に、「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする」という内容を加え、動物実験において、以前から義務付けられていた1R（苦痛の軽減）に加え、2R（使用数削減、動物を使わない代替法への切り替え）の3原則（3R）の理念を盛

り込んだ。しかし、改正後も未だ課題として動物虐待の定義や、愛護動物の範囲、実験動物施設の届出制、動物愛護推進員制、改正後の内容を周囲に知ってもらう方法など、いくつもの課題が次回改正への課題として残された。

その一つとして、日本には動物実験業者を取り締まる法律や動物園を取り締まる法律が無い。改正後でも定義が曖昧なため、取締りを行うのが難しく、警察も動けない状況にある。どんなに悲惨で無効な実験や動物園でも、停止命令は出せないのが今の日本の現状である。欧米のペット先進国には動物実験や、動物園を行うに当たって査察や登録の義務があり、営業停止の命令を下す事も可能なのである。

今回のように法律が改正されてもそれを運用する行政の体制が整わない限り、法律の実効性は期待できない。今後は、国が作る基本指針や、動物取扱業の遵守基準の改正、実験動物の飼養保管基準の改正などにおいて、この問題への実効性が確保されることに期待したい。ペットショップ、ふれあい施設、個人動物園などでの劣悪な飼育状態がいつも指摘されながら、これを改善させる法的根拠がなく、手をこまねくばかりだった問題もこれからは動物行政の向上と世論の後押しによって、改善させていける可能性が広がるはずである。

第3項 外国と日本の相違点

ここではペット先進国の動物法と日本の改正後の動物愛護法の比較を行う。表1を見て分かるように、改正によって日本の動物法がペット先進国に追いついたとはいいがたいのは明らかであり、改正したにもかかわらず日本の動物愛護法には課題が山積みなのである。

国名	日本	イギリス	ドイツ	フランス
所管部署	都道府県	地方自治体	州	県
幼齢動物の販売	許可	禁止	禁止	禁止
主な販売方法	ペット ショップ	ブリーダー	ブリーダー	ブリーダー
取扱業の 許認可制	登録制	免許制	免許制	届出制
許可・登録の 取消	無	有	有	無
販売記録 保持義務	無	有	有	有
動物虐待の定義	無	有	有	有
虐待調査員制度	無	有	有	有
罰則	罰金	罰金・禁固	罰金・拘束	罰金・拘束

表1) ペット先進各国と日本との法律の違い

表1より、日本の動物愛護法はイギリスを始めとするペット先進国よりも、法律の規制が細かい部分にまで行き届いてないことがわかる。生後3ヶ月の生まれて間もない幼齢動物がペットショップに陳列され、販売されているのが今の日本のペット販売の現状である。また、動物実験などで多くの動物が虐待を受けても、虐待の定義やそれを調査する虐待調査員制度が日本にはなく、多くの動物が虐待を受け捨てられたり殺されたりしているのである。ペット先進国のように、販売や虐待に関しては特に厳しい規制を設けることが今の日本の動物愛護法には最も必要なことである。

第3章 ペットブームの問題点

では、ペットブームの裏に隠された、法律ではまだ解決されていない問題点とはいかなるものなのであろうか。

第1項 捨てられる動物たち

近年、核家族化や少子化、高齢化が進む日本において空前のペットブームが起こっている。¹⁴ 現代の個を尊重する生き方はさまざまな煩わしさからの解放の代償として、孤独や不安、閉塞感をもたらした。ただでさえ問題を抱えることの多い社会で、人が痛めた心を癒す方法の一つとして、ペットのいる生活を求めたのである。また新聞や雑誌でペットを特集するものも増え、ある種のファッションのようにペットを飼う人が増えているということも事実である。

しかし、このペットブームの裏にはさまざまな問題が発生している。そのひとつとして、ペットが無責任に捨てられているということがある。あまりペットのいる生活について知識のない飼い主がただ単にファッションとして安易にペットを飼う傾向が増えたことにより、途中で飽きたり、経済的負担を感じた飼い主が安易にペットを捨てるようになったのである。

実際に同一のブリーダーによって捨てられたと思われるほぼ同じ月齢の純血種が12匹、福岡県で見つかったという事実もあるし、動物収容施設¹⁵に純血種がまとめて持ち込まれることも珍しくない。育ちすぎて売り物にならなくなった犬や猫がこのように簡単に処分されている現状は、生き物を扱っている以上考え直さなくてはいけないだろう。

このようにペットが捨てられている問題に対する解決策は、取締官庁のみならず、消費者、ブリーダー、そしてペットショップやネットにおいてペット流通事業を展開している事業所においても同様に責任を持っていることは言うまでも無い。私たちは、2006年8月7日月曜日11時から13時まで東京都渋谷区円山町において株式会社ペッツ・マーケット・サービスの代表取締役笹間健史氏にインタビューを試みた。当社はペット関連用品通信販売事業、ペット関

連情報サービス事業、各種事業のマーケティング代行およびコンサルティングなどをおこなっている会社であり、ブリーダーと消費者を直接つなぐネット社会の構築を目指しているという。以下、当インタビューを通じて得られた資料を中心に議論を展開していきたい。

1つ目に、流通量の調整である。「ペット市場の現状として、売れるから作る、売れなくなったら処分する、というような環境が生まれており、購入者にとっても買いやすい環境をつくりすぎている問題がある。この状況によりペットをあたかもぬいぐるみのような感覚で購入する人もいるようだ。」と笹間さんは語る。購入者の生き物を扱っているという認識の欠如が安易にペットを捨ててしまう問題を生んでいると考えられる。

2つ目に購入者側の教育である。「購入者どこまめに連絡を取り合い、相手の状況を知ることや、相談にのるなど、しっかりと購入者を教育していけば自然に流通量が減り過度のペットブームは収まるのではないか。」と笹間さんは考え、実際に定期的に連絡をとるようにしていると教えてくださった。しかし、連絡をとれなくなったりする人も多いそうだ。

また犬や猫だけではなく、本来日本にいないはずの生き物が飼い主によって川などに捨てられるということも起こっている。最近では凶暴なワニガメが安易に捨てられていたことがあった。これは私達人間に危険をもたらすだけでなく、本来存在するべきでないところにワニガメなどが放されることで生態系の崩壊をもたらす危険がある。

動物愛護法ではワニガメ飼育に申請を必要とするという措置をとり、むやみに捨てられることがないようにしているが、実際には申請せずに飼っていた飼い主が愛媛県でみつかっており、まだ徹底されていない現状が見受けられる。

購入者がペットのいる生活の良いところのみを知り安易に購入するという状況を見つめなおし、流通量の調整・購入者の教育を進めていくこと、また日本では未発達な動物愛護法の早急な徹底が重要となるだろう。

第2項 ペットショップの問題点

日本のペット販売システムがどのような問題点を持つのかを以下の図を使って説明しよう。

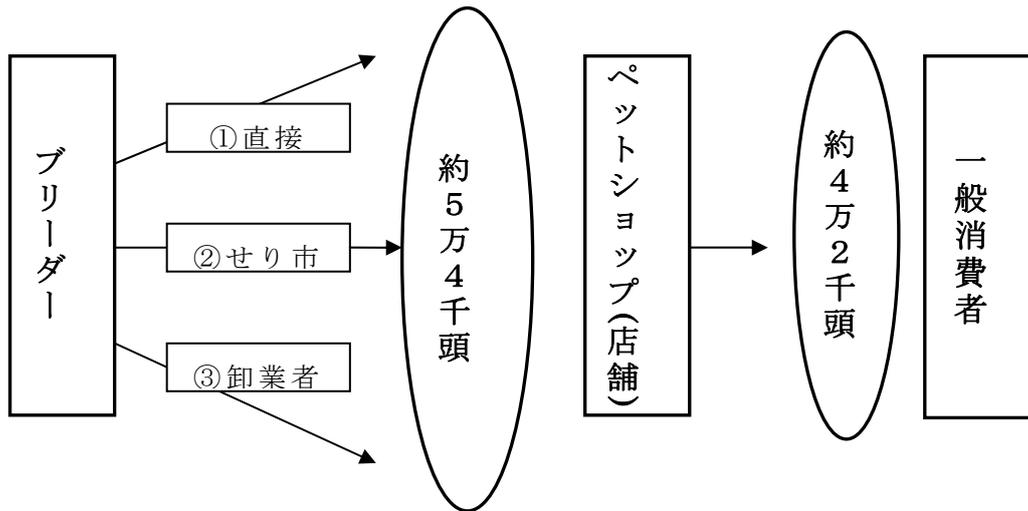


図1) 店舗型ペットショップの流通図

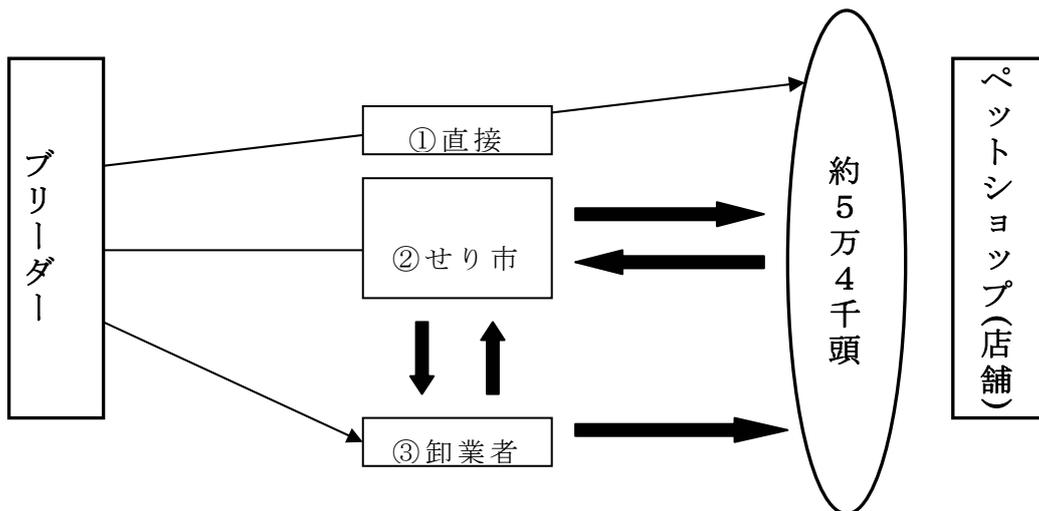


図2) 中間業者間での流通図

図1はブリーダーから一般消費者にペットが渡るまでの流れを表したもので、図2は中間業者間での取引を示したものである。今問題となっているのは、図2で示した中間業者間での取引において悪徳な中間業者が存在することであり、このことが不良ブリーダーがいなくなる原因となっているのである。この問題となっているペット流通の中身とは、せりによってペットショップに売られたペットが、一般消費者に再び売られるというものである。せりにかけられるペットは、長時間劣悪な環境のなかで運ばれ、せりにかけられた後もまた長い時間をかけてペットショップなどに運ばれるという扱いをうけることとなる。このような環境におかれていたペットは、始めから病気をもってしまう可能性が高くなり、一般消費者の手に渡る前から病気になっているというような問題を引き起こす。またこの病気の遺伝子はその子孫にも受け継がれ、先天的に病気を持った種が生まれてしまうという問題をも引き起こすことになってしまう。

また日本のペット業界には多くの問題が存在している。その内容は、まず病気が発覚したペットに対する生産責任を問わない習慣があるということである。このことが、病気をもっている子犬の流通を促してしまふ。また販売責任を放棄したペットショップでの陳列販売が行われていることも問題である。他にも、ペットショップに陳列されているペットの不健康・不衛生という問題も存在する。ブリーダーから直接購入する手段が殆ど無いことも消費者がペットショップから購入するしか方法がないという現状に結びつく原因となっているだろう。しかし逆に消費者側にも問題があり、それは、取り替え可能な商品としてペットを購入してしまうというユーザーモラルが存在することなどがある。インコやオウムといった鳥や熱帯魚などと一緒に子犬の販売をしていたり、犬種のブリーディングのことなどまったく無関心なところが多いのである。最近では、インターネットを使った悪質なペット販売の横行が問題として取りあげられるようになってきている。現にインターネットではボタンひとつで気に入った子犬を買うことができる。だが「インターネットにアップされている写真と違う」「成長していくうちに話に聞いたよりも大きくなってきた」「これは詐欺ではないか」というトラブルを引き起こしている。確かに、通信販売で気軽にペットを

買ってしまうことは問題であるが、インターネットによる通信販売はあくまでもただの入り口であって、競り市¹⁶で子犬を大量に仕入れているペットショップよりもむしろ確かといえるかもしれない。現にインターネットには真面目にブリーディングを続けてきたブリーダーが「子犬情報」を掲載しているサイトもある。しかし、小さいブリーダー側から見たペットショップは、ブリーダー側の力が弱いため消費者との仲介役としてありがたい存在だが、ペットショップでショーケースに入れられて販売されているという点では不快に感じている。また、多くの小さいブリーダーはこだわりを持っていて、消費者がちゃんと飼育してくれるか判断し、場合によっては販売を行わない場合もあるという。逆に、大・中規模ブリーダーはペットショップに頼らず、自ら販売することを希望し、全体的にはペットショップの販売方法や、犬などに対する扱いの悪さ、知識の薄さなどから、ブリーダー側のペットショップに対しての反対が多いのである。

またペットショップでの陳列販売も販売される犬などの健康を考えると、決して良い方法とは言えない。またペットがペットショップに運ばれてくるまでに保管されたり、長距離の移動なども健康に悪影響を及ぼす危険性がある。ようやくペットショップに運ばれてきたペットに対しても、ショップによっては基本的な衛生面でさえないがしろにしている現状がある。このような劣悪な環境にさらされてきた生体は、はじめから死亡率の高い疾患に感染してしまっていることがあり、すぐに死んでしまう、病気などの遺伝子をもった子供がどんどん産まれてしまうというような問題につながってしまう。これらに対して販売側に反省や改善を求めていくのは当然のことだが、購入者側もこういった状況を把握しておく必要がある。ペットショップのショーケース内での廃止は、行政の法律による規正が求められ、その為には犬に関わる一般の人々の一人一人の声が大事なのである。

第4章 ペット流通への提案

以上のことから、私たちは今のペット流通に対して2つの提案をする。

第1項 ペットのID化の推進

1つ目に、ペットのID化の推進を提案する。個体の識別ができることにより、捨て犬・捨て猫問題の解消につながる。また、その個体がどこで生まれてどのような流通ルートをとって来たかという判別がつき、不法なルートによって流通してしまう動物の防止にもつながる。その他、関節症や腰痛などが親から子へ遺伝している確立の高い個体の予測に効果があると考えられる。現在ペットの管理は、環境庁の実施する「鑑札」によるもので、このID化はこれまでの鑑札に代わるものとして、環境庁へ提案する。よってIDの責任はすべて環境庁がもつことになる。私たちは提案するIDとは、ただ単に鑑札の代わりになるのではなく、IDがその個体のDNA情報をもつものである。そこでまずID化する前にやらなければならないのが、各個体のDNA鑑定などによる遺伝関係のチェックだ。個体識別だけならば、捨て犬・捨て猫問題の解消などにしかつながらない。どこで生まれ、どのように育てられたかが不明確なペットが、劣悪な環境下のペットショップで生後間もない時期から陳列販売されている¹⁷、といった状態の回避にはならないのである。IDにより血統書の裏書署名ではわからない生産・販売者の素性を明らかにすることで、ペット販売の責任所在を明確化することが必要である。この結果、業界に関わる人々の意識を高め、使命感を持って事業に取り組めるペット社会が誕生するのだ。¹⁸ ペットの売買の際、この子はどのような親から生まれ、どのような特徴を持ち、どのような病気の危険性をもっているか、といった情報が事前にお客に説明されるべきなのである。¹⁹ 人間にもみられるように、親からの遺伝は大きい。性格、見た目はもちろん、弱い部分や強い部分、どのような病気にかかりやすいかなど、祖父母やそのまた祖父母までさかのぼってみると、ほとんどが遺伝であったりする。ID化することにより、ペットの流通の際にペットと一緒にそれらの情報

を正確にユーザーに伝えることができるようになる。これらの情報開示が生産者責任を生み出すのである。

第2項 完全ブリーダー制（動物の陳列について）

2つ目に、ペットショップの動物の陳列廃止を求め、それに代わるものとして完全ブリーダー制を提案する。私たちの考える完全ブリーダー制とは、現在ある卸業者やせりなどをなくし、生産元であるブリーダーから直接消費者の手に渡る流通のことである。以下の図3で示すように、卸を排除した状態で、ペットショップはブリーダーと消費者を結ぶケーブルのような役目をもつ。

ブリーダー制にすれば飼育環境まで分かるため、ユーザーが安心・納得して購入できる。また、細かな希望条件に沿った子犬を多くの選択肢の中から見つけ出すことができる。また、今までに競り市に出されたり、最悪の場合処分するような見映えの良くない個体であっても、条件さえ折り合えば購入希望者が現れる可能性が増加するのである。²⁰ ペットショップで直接販売する生体販売の流れを無くし、ブリーダーとユーザーとの情報仲介としてのショップの展開を推進させたい。

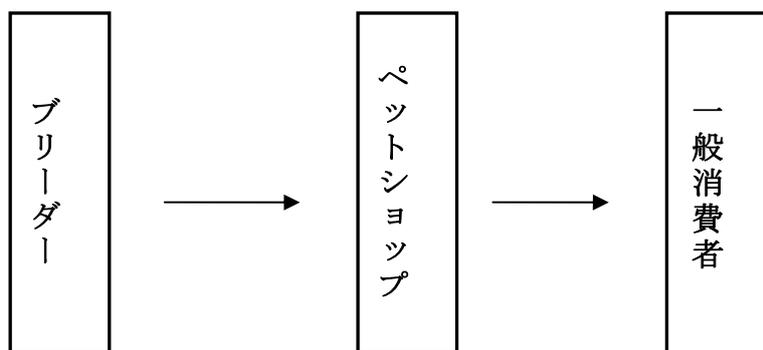


図3) 私たちの提案するこれからのペット流通

ペットショップの陳列販売は、その場で見てすぐを買うことができるという利点がある一方、その場その時限りの購買意欲だけで買ってしまいう手軽さがある。一方ブリーダー制は仲介をとおすため、お客の手にわたるまでに時間がかかってしまう。そのうえ仲介がはいり、よりいいものを厳選するため、どうしてもペットショップよりも値が上がってしまう。「ブリーダー制があまり広まっていない現在、顧客は富裕層が多めだが、富裕層のあいだでブリーダー制が浸透していけば、ブリーダー制がもっと一般化し値も下がると考えている。」と笹間さんは話していた。動物は既製品の「物」とは違う。「動物」だ。飼えば食費や医療代、散歩やしつけなどの手間がたくさんかかる。子供がひとり増えるのと同じなのである。動物を売る側の説明不足が問題でもあるが、この「手軽さ」というのがペットショップにおける1番の問題である。飼う、ということがどれだけ大変なのかということをお話すること、そして買う側の意識を高くすることが売る側に必要とされている。「買いやすさ」がなくなれば流通も縮小され、ペットショップでの売れ残りが少なくなる。²¹ そのために必要なのが、客とブリーダーの間に立ち、客の相談に対しの確かな答えを示すアドバイザーのような役割をもつ仲介人だ。またブリーダー制・注文制にすることで、仲介が生産者を厳選しユーザーが安心して買うことができるという関係ができあがる。そうすれば、売る側の意識も高くすることにもつながるのだ。こういったネットワークの形成は、悪徳のブリーダーやペットショップを無くすことにもつながる。これら実現のためにはペット業界の「安心」と「信頼」の取引基準を確立が必要とされている。

ペット・マーケット・サービスは、ブリーダー制のペットの販売を行っている会社だが、紹介したブリーダーのところに直接見に行くお客が、ペット購入前もしくは購入後に多いという。²² そこでもうひとつブリーダー制に加えて提案するのが、ブリーダーのところに直接見に行くことを義務付ける、ということである。飼う側が直接ブリーダーと対面することは、飼う側とブリーダー側双方のペットに対する意識を高めることにつながる。どのような環境で、そのような人に育てられたか。これらのことを飼う側が目で見えて確かめること

により、まるで家にいて商品を買うかのような「気安さ」と「手軽さ」、そして「実際に見ないで購入」という問題をしっかりカバーすることができるのだ。

私たちの提案するブリーダー制において、ペットショップはブリーダーと消費者との仲介の役割を担うと述べたが、その他果たしてペットショップはこれからどうあるべきだろうか。今現在、ペットショップと聞くと動物を販売しているお店をすぐに思い浮かべるが、実際はペットの食べ物をはじめ、ゲージやおもちゃなどのペット用品、ペットの洋服など、ペットの身の回りのものが全て取り扱ってある。なかにはペットホテルやシャンプー・カットなどの施設も完備しているお店もある。ペットショップにおいてペットの陳列販売を無くしたからといって、ペットショップの必要が失われるわけではないのだ。

ブリーダーと消費者の間の仲介・相談役、そしてペット用品を専門に売るお店としての「ペットショップ」。これが、これからの社会に求められるのである。

-
- 1 宇都宮直子著『ペット日本人』、文藝春秋、1999年、109項
 - 2 鶯などの鳴き鳥を持ち寄り、その鳴き声を聞き分け優劣を定める遊び
 - 3 同上書、138項
 - 4 同上書、141項
 - 5 動物の心臓や肺の血管内に寄生し、その栄養分を吸って生きる白く細長い虫
 - 6 ワニやカミツキガメなど、気性が荒く飼育しにくい動物を飼い主が捨てることにより帰化動物となる問題がある
 - 7 ペットブームに見られるアニマルセラピーとは、動物との触れ合いや交流によって精神と肉体機能を向上させる療法の一種である。その効果は、ペットを飼っている人は血圧などが低下する「心理的・身体的効果」、動物による話題の提供・会話の促進をする社会的潤滑油の働きをする「社会性の改善」、動物を飼うことでもたらされる自尊心や責任感、自立心や楽しみによってストレスや孤独感を癒す「精神的作用」の3つである。
 - 8 動物虐待に動物実験の規制が追加された（青木人志著『動物の比較法文化：動物保護法の日欧比較』、有斐閣、48項）
 - 9 過去の虐待類型を包括的に明確にまとめ上げ、現行法の基礎要素を備えた法律（青木人志『動物の比較法文化：動物保護法の日欧比較』、有斐閣、48項）
 - 10 動物の販売に関し、厳しく規制がされた（青木人志『動物の比較法文化：動物保護法の日欧比較』有斐閣、48項）
 - 11 動物を許可なく放棄することを規制した法律
 - 12 「動物虐待防止協会」として誕生し、虐待告発のための調査員の団を組織し、虐待者告発のために市民への啓蒙活動を行う組織（青木人志『動物の比較法文化：動物保護法の日欧比較』、有斐閣、29項）

13 イングランドおよびウェールズで年間約12万件もの動物虐待行為を告発している（青木人志『動物の比較法文化：動物保護法の日欧比較』、有斐閣、30項）

14 多くの人々が癒しを求めてペットを飼うようになっている

15 「引き取り」や「保護・捕獲」された犬、猫の収容先

16 中間業者間において犬などが「せり」によって取引されるもの

17 内部資料より

18 内部資料より

19 ペット・マーケット・サービスへのインタビューより

20 内部資料より

21 ペット・マーケット・サービスへのインタビューより

22 ペット・マーケット・サービスへのインタビューより

～参考文献～

- ・ 動物愛護法管理法令研究会『改正動物愛護管理法』、青林書院、2001年
- ・ 宇都宮直子著『ペットと日本人』、文藝春秋、1999年（学習院大学所蔵）
- ・ 林良博著『アニマルセラピー』、科学技術広報財団、2001年（学習院大学所蔵）
- ・ 岡田幹治著『ペットブームの光と影』、関西消費者協会、1999年（明治大学所蔵）
- ・ 松浦早苗著『ペットブームの外に置かれた犬猫たち』、中央公論新社、1997年（学習院大学所蔵）
- ・ 渡辺真子著『捨て犬を救う街』、角川書店、2002年（明治大学所蔵）
- ・ 寺尾まち子著『ペットの力：知られざるアニマルセラピー』、主婦の友社、2003年（東洋大学所蔵）
- ・ 富澤勝著『日本の犬は幸せか』、草思社、1997年（立教大学所蔵）
- ・ アヤコ・グレーフェ著『犬の権利・人の義務』、講談社、1996年（立教大学所蔵）
- ・ 青木人志著『動物の比較法文化：動物保護法の日欧比較』、有斐閣、2002年（青山学院大学所蔵）
- ・ 青木人志著『法と動物：ひとつの法学講義』、明石書店、2004年（青山学院大学所蔵）
- ・ ロベール・ドロール著、桃木暁子訳『動物の歴史』みすず書房、1998年
- ・ 野上ふさ子著『ペットブームの裏側で犬・猫「処分」の実態を知っていますか』、金曜日、1999年（明治大学所蔵）
- ・ 岩本克俊著『成長するペット産業の全貌—ブームの背景と市場規模』、総合ユニコム株式会社、2000年（明治大学所蔵）
- ・ 週刊朝日『ペットたちの現実—売れ残りや捨てられた犬猫たちに安楽な死はない』、朝日新聞社、2005年（明治大学所蔵）
- ・ 竹内宏、小林三保子著『コミュニティ破壊とペットブーム』簡保資金振興センター編、1999年
- ・ B.M.レビンソン著、松田和義、東豊藍訳『子どものためのアニマルセラピー』、日本評論者、2002年
- ・ クリステン・レイ・ベル著、田邊和子訳『愛しのペットアロマセラピー』、

-
- さんが出版、2004年
- ・ 日本動物病院福祉協会編『動物は身近なお医者さん：アニマルセラピー』、広済堂出版、1996年
 - ・ ミダス・デッケルス著、堀千恵子訳『愛しのペット：獣姦の博物誌』工作舎、2000年（立教大学所蔵）
 - ・ ゲーリー・コワルスキー著、行方昭夫、西川健誠訳『癒される日々：ペットの死をこえて』晶文社、2000年（立教大学所蔵）
 - ・ 林良博著『検証アニマルセラピー：ペットで心と体が癒せるのか』、講談社、1999年（東洋大学所蔵）
 - ・ 横山章光著『アニマルセラピーとは何か』、日本放送出版協会、1996年、（明治大学所蔵）
 - ・ 山田昌弘著『家族ペット：やすらぐ相手は、あなただけ』、サンマーク出版、2004年（東洋大学所蔵）
 - ・ 桜井富士朗著『ペットと暮らす行動学と関係学』、丸善株式会社出版事業部、2000年（明治大学所蔵）
 - ・ 今泉清著『人にうつるペット病』、自然の友社、1984年（青山学院大学所蔵）
 - ・ V.ガディス、M.ガディス著、藤原英司、辺見栄共著『動物たちの不思議な世界：あなたのペットがもつ超能力』、白揚社、1973年（青山学院大学所蔵）
 - ・ 津田望著『アニマルセラピーのすすめ：豊かなコミュニケーションと癒しを求めて』、明治図書出版、2001年
 - ・ 安藤孝敏著『ペットと情緒的交流が老人の精神健康と幸福感に及ぼす影響』、科学研究費補助金基盤研究、2000年
 - ・ 山崎恵子、町沢静夫著『ペットが元気を連れてくる：奇蹟の動物療法』、講談社、1993年（立教大学所蔵）
 - ・ アラン・ベック、アーロン・キャッチャー著、カバナーやよい訳『あなたがペットと生きる理由：人と動物の共生の科学』、緑書房、2002年
 - ・ David Faure and Peter L. Borchelt, *animal law and dog behavior*, Tucson AZ: Lawyers & Judges, 1999
 - ・ Frederick B. Hutt, *Genetics for dog breeders*, San Francisco: W.H. Freeman, 1999
 - ・ Gary L. Fran, *Introduction to animal rights; your child or the dog?*, Philadelphia: Temple University Press, 2000
 - ・ John Mewlove, *The right the dog smiled*, Toronto, Ont: ECW Press, 1986
 - ・ Julian Palmer, *Animal Law*, Shaw & Sons, 2001
 - ・ David B. Wilkins, *Animal welfare in Europe; European legislation and concerns*, Kluwer Law International, 1997
 - ・ Margaret E. Cooper, *Anintro The law of births and deaths; being a study of the variation, in the degree of animal fertility under the influence of the environment*, T. Fisher Unwin, 1921
 - ・ ジェームズ・サーペル編、武部正美訳『犬、その進化、行動、人との関係』、チクサン出版社、1999年
 - ・ 森脇和郎編『動物実験法』、東京化学同人、1991年
 - ・ 今泉忠明著『行き場を失った動物たち』、東京堂出版、2005年
 - ・ 浦本昌紀著『変わりゆく動物界』、紀伊国屋書店、1964年
 - ・ 谷口幸三、谷田創編著『暮らしの中に見るヒトと動物との関わり』生物圏出版会、2004年
 - ・ J.C. mackloren, *duction to animal law*, Academic Press, 1987
 - ・ Kevin Rolan, *Laboratory animal law*, Blackwell Sciences, 2000

-
- Charles Edward Pell『沢崎坦訳『犬；どのようにして人間の友になったか』岩波書店、1991年
 - スティーブン・ブディアンスキー著、渡植貞一郎訳『犬の科学；ほんとうの性格、行動、歴史を知る』築地書館、2004年
 - 渡辺真子著『小さな命を救う人々』角川書店、2004年
 - 有馬もと著『人はなぜ犬や猫を飼うのか；人間を癒す動物たち』大月書店、2004年
 - 沼田陽一著『もし犬が話したら人間に何を伝えるか』実業之日本社、1992年